

じぎょう もくてき
(事業の目的)

だい じょう
第 1 条 「社会福祉法人 宝島福祉会」(以下「事業者」という。)
が、設置する「宝島」(以下「事業所」という。)において、
実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定
生活介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員
および運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な
運営管理を図るとともに、事業所を利用する障がい者(以下
「利用者」という。)の意思及び人格を尊重して、常に
当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保する
ことを目的とする。

うんえい ほうしん
(運営の方針)

だい じょう
第 2 条 事業所は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況
等に応じて、その者への支援を適切に行うとともに、
指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものと、ならないように
配慮し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこと
ができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動
の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うとともに、
提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図
るものとする。

2. 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3. 事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4. 事業者は、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならないものとする。

5. 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 「宝島」

(2) 所在地 「大阪府豊能郡能勢町上杉102番地」

（職員の種類・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員・他事業所管理者兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定生活介護の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、指定生活介護の実施に関し、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者1名（常勤職員・生活支援員兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成するものとする。

（ウ）生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を

利用者に^{りようしゃ こうふ}交付すること。

(エ) ^{せいかつ かいご けいかく さくせい ご}生活介護計画の作成後、^{せいかつ かいご けいかく}生活介護計画の^{じっし じょうきょう}実施状況の^{はあく}把握

(利用者についての^{りようしゃ}継続的^{けいぞくてき}な^{ふく}アセスメントを含む。以下「^{い か}モニタリング」という。))^{おこな}を行うとともに、^{すく}少なくとも^{かげつ}6ヶ月に^{かいいじょう}1回以上^{せいかつ かいご けいかく}生活介護計画の見直しを^{みなお}行い、^{おこな}必要に応じて、^{ひつよう}生活介護計画の^{おう}変更^{せいかつ かいご けいかく}を行うものとする。^{へんこう おこな}

(オ) ^{りようもうしこみしゃ}利用申込者の^{りよう}利用に^{さい}際し、^{していしょうがいふくし}指定障害福祉サービス事業^{じぎょうしゃなど}者等に^{たい}対する^{しょうかいなど}照会等により、^{りようもうしこみしゃ}利用申込者の^{しんしん}心身の^{じょうきょう}状況、^{じぎょうしょ}事業所^{いがい}以外における^{していしょうがいふくし}指定障害福祉サービス等^{など}の^{りようじょうきょうなど}利用状況等を^{はあく}把握すること。

(カ) ^{りようしゃ}利用者の^{しんしん}心身の^{じょうきょう}状況、^お置かれている^{かんきょうなど}環境等に^て照らし、^{りようしゃ}利用者^{じりつ}が^{にちじょうせいかつ}自立した^{いとな}日常生活を^{ていきてき}営むことができるよう^{けんとう}定期的に^{けんとう}検討するとともに、^{じりつ}自立した^{にちじょうせいかつ}日常生活を^{いとな}営むことができると^{みと}認められる^{りようしゃ}利用者に対し、^{たい}必要な^{ひつよう}支援を^{しえん}行うこと。^{おこな}

(キ) ^た他の^{しょくいん}職員に対する^{たい}技術指導及び^{ぎじゅつしどうおよ}助言を^{じょげん}行うこと。^{おこな}

(3) ^{いし}医師 1 名 (^{めい}嘱託医としての^{しよくたくい}契約^{けいやく})

^{いし}医師は、^{りようしゃ}利用者に対して^{たい}日常生活上^{にちじょうせいかつじょう}の^{けんこうかんりおよ}健康管理及び^{りようようじょう}療養上の^{しどう}指導を^{おこな}行う。

(4) ^{かんごしょくいん}看護職員 1 名 (^{めい}非常勤職員^{ひじょうきんしょくいん})

^{かんごしょくいん}看護職員は、^{いし}医師の^{しどう}指導のもと、^{りようしゃ}利用者に対して^{たい}日常生活上^{にちじょうせいかつじょう}の^{けんこうかんりおよ}健康管理及び^{りようようじょう}療養上の^{しどう}指導を^{おこな}行う。

(5) ^{せいかつしえんいん}生活支援員 6 名 (^{めい}常勤 1 名・^{めい}非常勤 5 名^{ひじょうきん})

^{せいかつしえんいん}生活支援員は、^{りようしゃ}利用者に対して、^{せいさんかつどう}生産活動、^{そうさくかつどう}創作活動の^{しえん}支援や^{はい}排せつ又は^{また}食事の^{しょくじ}介護等^{かいごなどにちじょうせいかつ}日常生活に^{ひつよう}必要な^{しえん}支援を^{おこな}行うものとする。

(6) ^{じむしょくいん}事務職員 1 名 (^{めい}常勤職員^{じょうきんしょくいん})

事務職員は管理者の下に福祉会計基準に則り会計事務に努めるものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び、8月第二日曜日から土曜日まで(7日間)・12月30日から1月6日まで、を除く。(宝島主催 イベント日は営業。)

(2) 営業時間 ・ 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び、8月第二日曜日から土曜日まで(7日間)・12月30日から1月6日まで、を除く。

(4) サービス提供時間 ・ 午前9時から午後5時までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18人とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障がい者

(2) 難病等対象者

(指定生活介護の内容)

第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
(2) 身体等の介護

ア、介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

イ、事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

ウ、事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

エ、事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、着替え・整容・食後の歯磨き等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。

- (3) 生産活動 ① 農産物の生産と販売 ② 木工製品の製作と販売
③ 各種イベントや能勢町道の駅での提供品の販売
④ 能勢町公共施設内清掃業務等

ア、事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。

イ、事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量などがその者に加重的負担とならないように配慮するものとする。

ウ、事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、

利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

エ、事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(4) 創作的活動 ① さおり織り ② 絵画 ③ 楽器演奏等

(5) 日常生活能力の維持・向上のための支援

(6) 生活相談

(7) 健康管理

(8) 送迎サービス（希望者）

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (8) に附帯する着替え及び整容その他日常生活上

必要な介護、支援、相談、助言。

事業所は、利用者（家族・代理人）からの相談・排せつ又は食事等の介護、生産活動及び創作的活動の機会の提供を行うとともに、健康管理を始めとする身体機能及び生産能力向上のために必要な援助又一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して相談援助を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサー

ていきょうしょうめいしょ りょうしゃ たい こうふ
ビ ス 提 供 証 明 書 を利用者に対して交付するものとする。

3、 ぜん こう ていきょう べんぎ よう ひよう どうい
前 2 項のほか、提 供 する便宜に要する費用として、同意のうえ、
りょうしゃ つぎ かくごう かか ひよう ちょうしゅう
利用者から次の各号に掲げる費用を 徴 収 するものとする。

(1) そうさくてき かつどう かかわ ざいりょうひ りょうしゃ ふたん てきとう おも
創 作 的 活 動 に 係 る 材 料 費 で利用者負担が適 当 と 思 われる
ひよう じっぴ
費用の実費。

(2) にちようひんひ じっぴ
日用品費の実費

(3) そうげい ていきょう かかわ ひよう
送 迎 サービスの提 供 に 係 る 費用

(ア) じじょう きてい じっしちいきがい ちいき
次 条 に 規 定 す る 実 施 地 域 以 外 の 地 域

じぎょうしょ みまん かい かたみち えん
事 業 所 より 10 キロメートル未 満 1 回 (片 道) に つ き 100 円

じぎょうしょ こ ばあい えん
事 業 所 より 10 キロメートルを 超 え る 場 合 1 キロメートルに つ き 10 円

じょうきょう りょうしゃ じぎょうしゃ きょうぎ うえけいやく
た だ し 状 況 に よ り、 利 用 者 と 事 業 者 と の 協 議 の 上 契 約 を
ていけつ
締 結 す る。

(4) ほかにちじょうせいかつ つうじょうひつよう かかわ ひよう
そ の 他 日 常 生 活 に お い て 通 常 必 要 と な る も の に 係 る 費 用 で
りょうしゃ ふたん てきとう みと じっぴ
あ っ て、 そ の 利 用 者 に 負 担 さ せ る こ と が 適 当 と 認 め ら れ る も の の 実 費。

4、 ぜんこう ひよう がく かかわ ていきょう あ
前 項 の 費 用 の 額 に 係 る サービスの 提 供 に 当 た っ て は、 あ ら か じ め、
りょうしゃ たい どうがい ないようおよ ひよう せつめい おこな
利 用 者 に 対 し、 当 該 サービスの 内 容 及 び 費 用 に つ い て 説 明 を 行 い、
りょうしゃ どうい え
利 用 者 の 同 意 を 得 る も の と す る。

5、 だい こう だい こう ひよう しはら う ばあい どうがいひよう かかわ
第 1 項 から 第 3 項 ま で の 費 用 の 支 払 い を 受 け た 場 合 は 当 該 費 用 に 係
りょうしゅうしょ どうがいひよう しはら りょうしゃ たい こうふ
る 領 収 証 を、 当 該 費 用 を 支 払 っ た 利 用 者 に 対 し 交 付 す る も の と す る。

つうじょう じぎょう じっしちいき
(通 常 の 事 業 の 実 施 地 域)

だい じょう じぎょう じっしちいき おおさかふとよのぐんのせちよう ぜんいき
第 10 条 通 常 の 事 業 の 実 施 地 域 は 大 阪 府 豊 能 郡 能 勢 町 の 全 域 と す る。

2. つうじょう じっしちいきがい りょうきぼうしゃ たい じっし ばあい
通 常 の 実 施 地 域 以 外 の 利 用 希 望 者 に 対 し 実 施 す る 場 合 も あ る。

そうげいなど きょうぎ ひつよう
た だ し、 送 迎 等 に つ い て は 協 議 が 必 要。

（工賃の支払い）

第11条 事業者は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払い規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

1. 集団活動であるため、他の利用者へ迷惑を掛けないよう心がける。
2. 危ないことや、管理上必要な場合の指示に従い、心身の健康・設備・備品等の破損や故障等に配慮するよう心がける。

（利用者負担額等に係る管理）

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、

していしやうがいふくし など じやうきやう かくにん うえ りやうしやふたんがくなど
指定障 害福祉サービス等の状 況を確認の上、利用者負担額等
ごうけいがく しちやうそん ほうこく りやうしやおよ していしやうがいふくし
合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障 害福祉
サービス等を提 供 した指定障 害福祉サービス 事業 者 及び指定
しやうがいしやしえんしせつ つうち
障 害者支援施設に通知するものとする。

きんきやうじ など たいおうほうほう
(緊 急時等における対応方法)

- だい じやう
第 1 4 条 現に指定生活介護の提 供 を行 っているときに利用者に
びやうじやう きやうへん た きんきやうじたい しやう すみ
病 状の急 変、その他の緊 急事態が生 じたときは、速やかに
きやうりよくいりやうきかん また りやうしや しゅじい い か きやうりよくいりやうきかん
協 力 医療機関又は利用者の主治医（以下「協 力 医療機関
など」という。）への連絡を行 う等の必要な措置を講じるととも
れんらく おこな など ひつやう そち こう
に、速やかに管理者に報告するものとする。
- 2、 きやうりよくいりやうきかん など れんらく こんなん ばあい た いりやうきかん
協 力 医療機関等への連絡が困難な場合には、他の医療機関
れんらく おこな など ひつやう そち こう
への連絡を行 う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3、 していせいかつかいご ていきやう じ こ はっせい ただ
指定生活介護の提 供 により事故が発生したときは、直ちに
りやうしや かかわ しやうがいふくし じぎやうしやなど れんらく
利用者に係 る障 害福祉サービス事業 者等に連絡するとともに、
ひつやう そち こう
必要な措置を講ずるものとする。
- 4、 していせいかつかいご ていきやう ばいしやう じ こ はっせい
指定生活介護の提 供 により賠 償すべき事故が発生したときは、
すみ そんがい ばいしやう
速やかに損害を賠 償するものとする。

ひじやうさいがいたいさく
(非常災害対策)

- だい じやう
第 1 5 条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
もう ひじやうさいがい かん ぐたいてきけいかく た ひじやう
を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常
さいがい じ かんけい きかん つうほうおよ えんらくたいせい せいび
災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを
ていきてき じゅうぎやうしや しゅうち
定期的に従 業 者に周知するものとする。
2. じぎやうしや ひじやうさいがい そな ていきてき ひなん きゅうしゅつ
事業所は非常災害に備えるため、定期的に避難・救 出 その

た ひつよう くんれん おこな
他 必要 な 訓練 を 行 う もの と する。

くじょうかいけつ
(苦 情 解 決)

だい じょう
第 16 条 提 供 した 指定 生活 介護 に 関 する 利用者 及 び その 家族 (以下
「利用者等」という。) からの 苦 情 に 迅速 かつ 適切 に 対 応 する
ために、 苦 情 解 決 窓 口 ・ 第 三 者 委 員 の 設 置 等 必要 な 措 置 を 講
じ、 利用者等 に 他 の 方法 を 含 め 事 前 に その 解 決 方法 を 示 す もの
と する。

2. じぎょうしょ ていきょう していせいかつかいご かん ほうだい じょうだい こう
事業 所 は、 提 供 した 指定 生活 介護 に 関 し、 法 第 10 条 第 1 項
の 規 定 に よ り 市 町 村 が、 また、 ほうだい じょうだい こう きてい
大阪 府 知 事 又 は 市 町 村 長 が 行 う 報 告 若 し く は 文 書 そ の 他 の
ぶっけん ていしゅつ も ていじ めいれい また どうがいしよくいん しつもん も
物 件 の 提 出 若 し く は 提 示 の 命 令、 又 は 当 該 職 員 からの 質 問 若
し く は 事業 所 の 設 備 若 し く は 帳 簿 書 類 そ の 他 の 物 件 の 検 査 に 応
じ、 及 び 利用者等 からの 苦 情 に 関 して 市 町 村 又 は 大阪 府 知 事 及 び
しちょうそんちょう おこな ちょうさ きょうりよく しちょうそんまた
市 町 村 長 が 行 う 調 査 に 協 力 する と と も に、 市 町 村 又 は
おおさかふちじおよ しちょうそんちょう しどうまた じょげん う ばあい
大阪 府 知 事 及 び 市 町 村 長 から 指 導 又 は 助 言 を 受 け た 場 合 は、
どうがいしどうまた じょげん したが ひつよう かいぜん おこな
当 該 指 導 又 は 助 言 に 従 っ て 必要 な 改 善 を 行 う もの と する。

3、 しゃかいふくしほうだい じょう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい
社 会 福 祉 法 第 83 条 (昭 和 26 年 法 律 第 45 号) に 規 定 する
うんえいてきせいかいいんかい どうほうだい じょう きてい おこな ちょうさまた
運 営 適 正 化 委 員 会 が 同 法 第 85 条 の 規 定 に よ り 行 う 調 査 又 は
あっせん に できる 限 り 協 力 する もの と する。

こじんじょうほう ほご
(個 人 情 報 の 保 護)

だい じょう
第 17 条 じぎょうしょ ぎょうむじょうし え りようしゃなど こじんじょうほう
事業 所 は、 その 業 務 上 知 り 得 た 利用者等 の 個 人 情 報 に つ い
て は 個 人 情 報 の 保 護 に 関 する 法 律 (平成 15 年 法 律
だい ごう) そ の 他、 かんけいほうれいなど じゅんしゅ てきせい と あつか
第 57 号) そ の 他、 関 係 法 令 等 を 遵 守 し、 適 正 に 取 り 扱 う
もの と する。

2. 職員は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3. 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等に関し迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 第三者委員の設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 家族会との密な連携
- (6) 必要に応じて、医療関係機関等との連携
- (7) 従業者に対する、虐待の防止を啓発・普及するための研修(所外・所内)の実施及び指導

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、利用者に対し適切な指定生活介護サービスが提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め当該事業所の従業者によって指定生活介護サービスを提供するものとする。

ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。また、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時所外研修（採用後1年以内）

(2) 継続的所外研修（年2回以上）

2. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3. 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間以上保存するものとする。

4. 事業所は指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは、特定相談支援事業などを行う者が行う連絡調整に、出来る限り協力するものとする。

5. この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人宝島福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

ふ そく
附 則

この規程は、

運営規程一部改定

運営規程一部改定

平成21年4月1日から施行する。

平成23年8月1日 一部変更。

平成25年4月1日 一部変更。